



- ② 令和 2 年度 就労支援 ZOOM 使い方セミナー  
in 長崎 (2/7)  
会場変更 (⇒ 西洋館 M2 回セミナールーム)  
ZOOM 参加も可能です

- ③ 令和 2 年度 就労支援 ZOOM 使い方セミナー  
出張法律相談会を開催  
in 長与 (2/14)

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響の為、開催が急遽延期又は会場や相談方法に変更がある箇所がございますのでよく確認して申込ください。

詳しくは、下記 YELL ながasaki ホームページをご覧ください。  
チラシや申込書のダウンロードもできますのでご利用ください。

<https://www.yell-nagasaki.jp/koushuu.html>

■ 特 集 -----

◆ 住居確保給付金の制度とは

新型コロナウイルス感染拡大の影響に限らず、仕事を失い又は休業を余儀なくされ収入が大幅に減ったため家賃が払えないという方に対して、一定期間、一定の家賃相当額を支給して住む場所を確保することで、就職に向けた支援をする制度です。  
ステイホームが長期化しています。住居を失ってはどのようなあ

りません。

給付には就職活動をする事などの給付要件がありますが、貸付ではないので、返済の必要がありません。

【申請時に必要な書類】

- ① 本人確認書類・・・運転免許書、保健証、住民票等
- ② 離職関係書類・・・離職後2年以内の分かる離職証明証等
- ③ 収入関係書類・・・給与明細等の収入が分かる書類
- ④ 預貯金関係書類・・・最新に記帳された世帯全員の通帳等  
※ 公共料金の記載や領収書等
- ⑤ ハローワークカード
- ⑥ 不動産賃貸契約書

詳しくは、各町の社会福祉協議会へお電話にて面談予約のうえご相談ください。

長崎県内社会福祉協議会一覧

[http://www.nagasaki-pref-shakyo.jp/search\\_shakyo/sha\\_list.php](http://www.nagasaki-pref-shakyo.jp/search_shakyo/sha_list.php)

■ 2月の予定 -----

◆ 「YELLながさき定期法律相談」

2月17日（水）13:00～16:00 《事前予約受付中》

担当弁護士は池内 愛弁護士（長崎県弁護士会所属）です。

池内愛法律事務所ホームページ <http://ai-lo.com/>

※日程等合わない場合はご相談ください。

※来所しての相談が難しい場合は、電話法律相談も行なっております。

す。まずはお問合せください。

## ■ 編集後記 -----

### ◆ 脳番地は、木の枝ぶりのように育つ

あっという間に1月が過ぎようとしています。過ぎるという表現は無くなり、減っていくイメージをいただきますが、最近興味深い話をきく機会がありました。

脳外科医、脳の学校代表の加藤俊徳先生のお話です。

印象的な部分を幾つかご紹介します。

- ① 脳には番地があり、日々の生活で活発な番地と不活発な番地がつかわれていく。
- ② 脳番地はいくつになっても木の枝ぶりのように育つ。
- ③ 職業を選ぶ時はその活発な場所が活躍できる仕事を選ぶとよい。
- ④ 好きなこと、新しいことにチャレンジする人が、脳は成長し若返る。

いくつになっても育つことに希望を感じました。

子育てにも大いにヒントがありそうですね。

未発達の脳番地（苦手な箇所）もその能力がないと勘違いせず、大事に育てる事、チャレンジすることが大切なようです。

最後まで読んでいただいていたありがとうございます。